

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		宅地開発事業補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0330		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		民間事業者		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市宅地開発事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成31年度	補助終了年度 令和3年度	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		都市的低未利用地の宅地化を誘導することにより、定住人口の増加と秩序ある市街地の形成を図るため。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算 (前年度からの繰越しを含む)		
		—	0 円	0 円	4,000,000 円		
		—	(0 円)	(0 円)	(4,000,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		市街化区域内の宅地開発事業(一定要件を満たすものに限る)において、宅地分譲予定区域に接続させるために新設又は拡幅する道路及び宅地分譲予定区域内に新設する道路(幅員4mを超える部分)の整備費に対して補助を行う。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		宅地分譲予定区域に接続させるための道路(新設又は拡幅する部分)の面積(㎡)*5千円 宅地分譲予定区域内に新設する道路(幅員4mを超える部分)の面積(㎡)*5千円			
		補助限度額		200万円			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	計画(出来形)の変更		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		比較的大規模かつ良好な宅地分譲を誘導したことで、市街化低未利用地の利活用と、定住人口の増加による市全体の活力向上に寄与した。					
その他参考事項		令和2年度において交付決定(2,000,000円)を行ったが、対象事業の完了が翌年度となるため、交付決定額の全額を翌年度へ繰り越した。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和2年度の実績に基づき作成しています。